7.4 関係機関との協議

工事に伴って道路の通行止めをするなど、交通に支障を及ぼす恐れがあるため、各関係機関（西部ガス、消防署等）に応じて必要な協議および届出をしなければならない。

8. 検査の申込

(1) 提出書類

工事が完成すれば、給水装置工事竣工検査届及び工事記録写真を添え、検査を受ける週の火曜日までに上下水道課へ提出する。

(2) 検査日時

検査は原則として毎週木曜日とする。

検査時刻については事前に上下水道課と打合せを行う。

(3) 検査立会

竣工時の現場検査を受けるため、当該工事の設計及び指導監督を行った主任技術者が立会わなければならない。

ただし、管理者が立会を免除するものは除く。

(4) 検査不合格の処置

竣工検査の結果、不良工事がある場合は、「給水装置工事手直し指示書」により、手直し工事後、再検査を行う。

(5) 閉栓保留の取扱い

同一所有者届出による2戸以上の給水装置工事竣工検査の際、指定工事事業者は次の諸点に注意すること。

① 竣工検査後は未入居であっても基本料金が賦課されるので、竣工検査届提出時には常に所有者と連絡をとり、入居時までは閉栓手続を行うこと。

② 竣工検査は、原則として竣工検査届に従って行う。

③ 改造工事を必要とする閉栓水栓は、所有者に改造工事の申請が必要であることを説明しておくこと。

④ 閉栓水栓を通水する時は、需用者（又は指定給水装置工事事業者）から開栓の申出を受けて、町が開栓を行う。

9. 工事記録写真

（給水装置工事写真撮影要領）

給水装置工事の完了届には、工事記録写真を添付するものとし、その写真撮影要領は次のとおりとする。

(1) 道路部の写真撮影

① 着工前

周辺の状況を入れ路面にはチョーク等で掘削位置が表示された写真。

② 保安設備

工事に表示施設、保安施設、ガードマン等を配置し通行状況が確認できる写真。

③ 掘削工

床掘完了後の写真で路面切断部分が判明し、既設の配水管は完全に露出させ、路面からの埋設深度（GL下がり○○m）が判明できるもの。（箱尺を入れて撮影）

④ サドル付分水栓取付工又は割T字管取付工

取付作業完了後の写真（黒板には配水管及び給水管の口径等を記入すること。）

⑤ 給水管布設工

分岐部より給水管が、道路部分を横断布設された全景写真で必要箇所にはポリエチレンスリーブ等の取付けが確認できるもの。

⑥ 標識テープ設置工

所定の位置に標識テープを設置した写真。（箱尺を入れて撮影）

⑦ 転圧工

20cm各層ごとに転圧を行う工程途中において、水締め及び転圧状況が判明できる写真。

⑧ 埋戻工

所定の舗装厚を除く部分まで埋戻しをして転圧が完了した写真で、深さ及び周辺状況が判明するもの。（箱尺を入れて撮影）

⑨ 路盤工

仮復旧の路盤工の完了状態のもので、仮復旧表層厚を除く深さで仕上られた写真、（箱尺を入れて撮影）

この場合において、

ア. 深さ、締め固めの状態が確認できること。

イ. 舗装構造により路盤の種類が異なる場合は、各層別に撮影すること。

⑩ 完成 （仮復旧）

仮復旧完了後の写真で路面表示（区画線）等があればその表示を行い、周辺の清掃、後片付けをおこなったもの。

着工前及び完成の写真は同一方向から撮影したものであること。

(2) 撤去工事の写真撮影

撤去工事箇所ごとに全箇所撮影すること。

① 撤去前

分水栓及び配水管等は露出させ、よく清掃した状態の写真。

② 撤去後

サドル付分水栓については、ボール弁を閉止しキャップを取付た状態の写真。

③ 撤去箇所の保護

切断等の施工箇所はポリエチレンスリーブで保護した状態の写真。

④ 撤去工事だけの場合は、道路部の写真撮影の①～③、⑥～⑩の写真も必要とする。

⑤ 撤去工事と同時施工の新設、改造等の道路部分の工事写真がある場合は、上記の①～③のみでよい。

11. 給水装置工事申込手続きの流れ

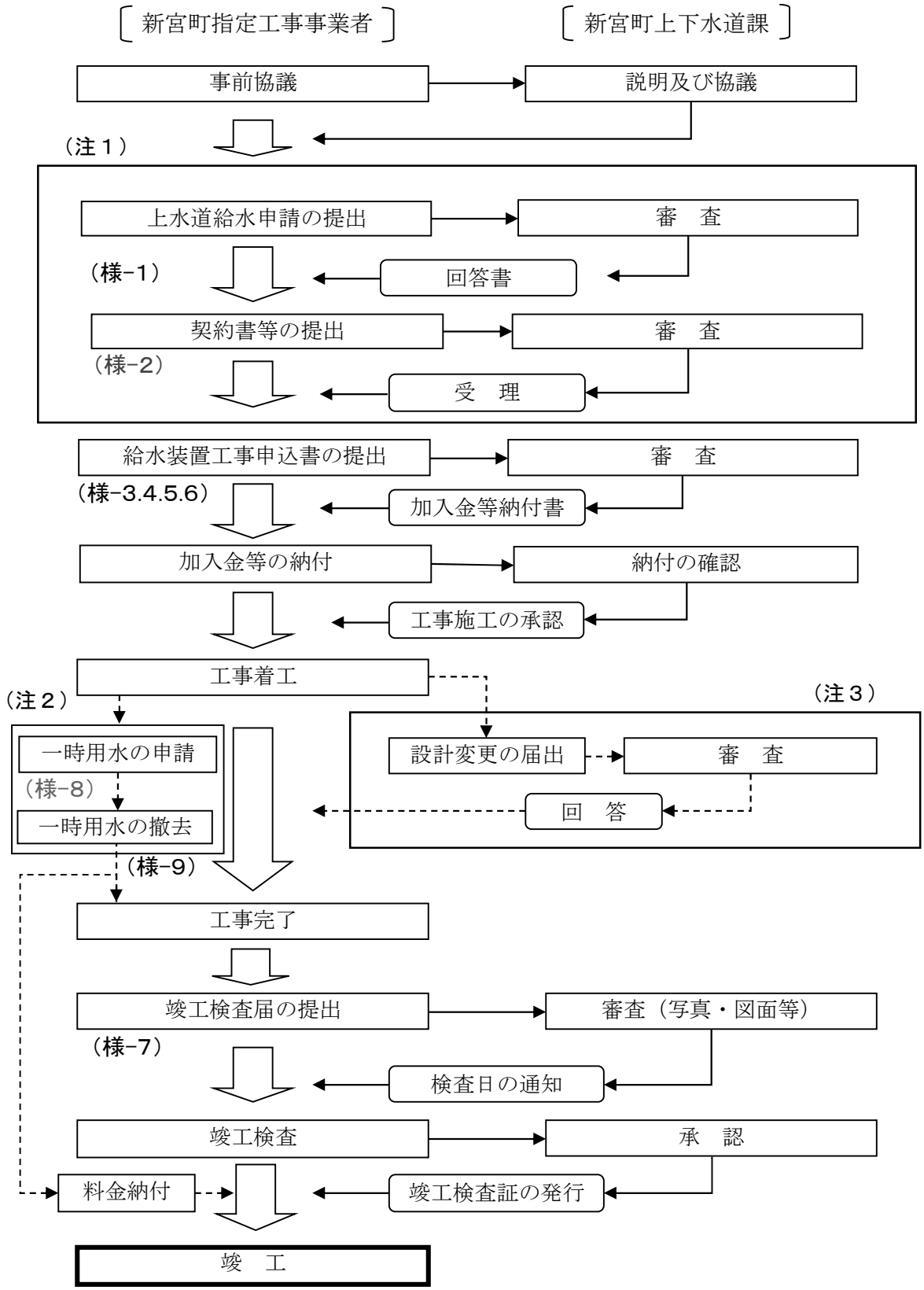

（注１）**戸建**専用住宅でφ13･20mmの場合に限り、「上水道給水申請」を省略できる。
（注２）一時用水が必要な場合のみ、申請すること。
（注３）設計変更がない場合は、手続き必要なし。

水道工事を施工する際に提出する書類について

【給水装置工事】

・専用住宅でφ13・20mmの場合　≪事前申請不要≫
　必須　　（　2　3　④　⑤　6　）
　水栓数が8～10までででφ13mmメーターを使用したい場合、
　　または水栓数が16～18までででφ20mmメーターを使用したい場合　　（　9　）
　既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　　（　10　⑪　）
　既設の井戸配管を再利用する場合　　（　15　）
　既設引き込み管を利用する場合　（　19　）

・共同住宅の場合　≪事前申請が必要≫
　必須　　（　1　2　3　④　⑤　6　）
　既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　　（　10　⑪　）
　貯水槽を設置する場合　　（　⑫　⑬　）
　貯水槽を設置しない場合　　（　8　）
　共用栓のメーターがある場合　（　7　）
　出入口がオートロックの場合　（　⑭　）　もしくは合鍵の貸出
　大メーターを採用する場合　　（　7　）
　既設引き込み管を利用する場合　（　19　）

・事業所の場合　≪事前申請が必要≫
　必須　　（　1　2　3　④　⑤　6　7　）
　既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　　（　10　⑪　）
　貯水槽を設置する場合　　（　⑬　）
　貯水槽を設置しない場合　　（　8　）
　既設引き込み管を利用する場合　（　19　）

【開発等に伴う配水管（水道本管）工事】　≪事前協議が必要≫
　必須　　（　16　⑰　⑱　）

※（）内の番号に該当する書類の提出が必要であり、〇で囲まれた番号の書類は竣工時提出。

書類一覧	
No.	書類名
1	上水道給水について（申請）（位置図・図面等も添付）
2	給水装置工事申込書（位置図・図面等も添付）
3	給水装置工事使用資材一覧表
4	竣工検査届
5	上水道使用開始申請書
6	誓約書（止水栓より敷地側の管理）
7	契約書（日当たり使用水量の契約）
8	念書（貯水槽設置について）
9	誓約書（水圧・水量の不足）
10	一時用開始届
11	一時用中止届
12	集合住宅の検針に関する業務契約（2部提出後に1部返却）
13	貯水槽設置届
14	暗証番号報告書
15	私有施設配管利用願
16	工事施工承認申請書（位置図・図面等も添付）
17	竣工検査届（変更があれば図面等も添付）
18	寄付採納願（位置図・最終図面等も添付）
19	誓約書（既設引き込み管利用）